

★ 広島県かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給基金条例（条例第一号）（水産課）

一 制定の理由

国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をかき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助事業の実施に要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、県が国から交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、予算で定める額とする。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日等

1 施行期日

令和八年三月二十四日

2 条例の失効

この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 処分の特例

二4の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に納付する場合は、これを処分することができる。

★ 広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第二号）（総務課）

一 改正の要旨

公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、公益信託に関する法律によりその権限に属させられた事項を広島県公益認定等審議会において処理することとされたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第三号）（人事課）

一 改正の要旨

- 1 広島県商工労働局補助金等審査会が審査を行う補助金等が増加することに伴い、委員の定数を増員するため、必要な改正を行った。
- 2 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

- 1 令和八年四月一日
- 2 令和八年三月二十四日

★ 広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例（条例第四号）（財政課）

一 改正の要旨

人件費等の上昇に伴う証明事務手数料の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県証明事務手数料条例	人件費等の上昇に伴う証明事務手数料の改正
広島県手数料条例	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴う引用条項の整理等
	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う事務の区分等の改正
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	人件費等の上昇に伴う研究所の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正
広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例	管理運営費用の増加に伴う広島国際協力センターの利用料金の上限額の改正
広島県立県民の森設置及び管理条例	管理運営費用の増加に伴う県民の森の利用料金の上限額の改正及び一部施設の廃止
自然公園施設の設置及び管理に関する条例	管理運営費用の増加に伴う野呂山公園施設、帝釈公園施設及び牛小屋高原公園施設の利用料金の上限額の改正
広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例	管理運営費用の増加に伴うもみのき森林公園の利用料金の上限額の改正及び一部施設の廃止
広島県立中央森林公園設置及び管理条例	管理運営費用の増加に伴う中央森林公園の利用料金の上限額の改正
広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例	人件費等の上昇に伴う総合リハビリテーションセンターにおける文書料の上限額の改正
広島県立福山若草園設置及び管理条例	人件費等の上昇に伴う福山若草園における文書料の上限額の改正
ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例	人件費等の上昇に伴う研究拠点の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正
広島県広島ヘリポート条例	土地評価額の上昇に伴う格納庫用地の使用料の改正
広島県立歴史民俗資料館設置条例	管理運営費用の増加に伴う歴史民俗資料館の入館料の改正
広島県立歴史博物館設置条例	管理運営費用の増加に伴う歴史博物館の入館料及び施設使用料の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) (二)以外の改正 令和八年四月一日
- (二) 広島県手数料条例のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項の改正 令和八年五月一日

## 2 経過措置

施行の際現に証明書等の交付の申請又は試験、検査、分析等の依頼をしている者のための必要な経過措置を設けた。

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（条例第五号）  
（財政課）

- 一 改正の要旨  
法人の解散に伴い、福山リサイクル発電株式会社を知事の調査等の対象から除くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年三月二十四日

★ 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（  
条例第六号）（DX推進課）

一 改正の要旨

条例等に基づく申請手続等において、県の機関等が情報通信の技術の利用により確認  
できる場合には、登記事項証明書等の書面添付の省略を可能とするため、必要な改正を  
行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）（デジタル基盤整備課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例に基づき利用している事務のうち重複するものを削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年三月二十四日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第八号）  
（市町行財政課）

一 改正の要旨

児童福祉法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和八年三月二十四日

★ 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

食品衛生法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に関する基準を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例（条例第十号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和八年三月二十四日

★ 広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（国民健康保険課）

一 改正の要旨

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援納付金の徴収に係る規定を整備するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（教育委員会）

- 一 改正の理由  
国における公立学校の教員の処遇改善の状況等を考慮して、部活動指導業務に係る手当の上限額を改定するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容  
部活動指導業務に係る手当の上限額を日額三千九百円に引き上げた。
- 三 施行期日  
令和八年四月一日

★ 広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（教育委員会）

一 改正の要旨

公立の高等学校等における教育改革の推進のための国庫支出金が国から交付されることに伴い、当該国庫支出金を広島県教育振興基金に積み立て、教育改革の推進に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年三月二十四日

★ 広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（人事課）

一 改正の理由

児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するとともに、育児休業から復帰した者が働きやすい職場環境づくり及び治安維持体制を確保するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区分	改正後	改正前	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、一四〇人	五、一三〇人	一〇人
市町立学校県費負担教職員	九、四九二人	九、四七八人	一四人

2 広島県警察職員定員条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をしている職員（警察官に限る。）が職務に復帰した場合において、職員の員数が定員を超えることとなるときは、当該職員が職務に復帰した日から一年を超えない期間に限り、当該職員を定員の外に置くことができるようにするため、必要な改正を行った。

三 施行期日

令和八年四月一日